| | | |
|---|---|---|
| 十二の二　［略］ | （200×n）kHz（注5） | （200×n）kHz（注3） |
| 十三　［略］ | （100×n）kHz（注6） | （100×n）kHz（注4） |
| 十四～二十二　［略］ | ［略］ | ［同左］ |

［注1　略］

注2　nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル（中心周波数が847MHz以上853MHz以下の周波数のうち847MHzに1MHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が1MHzのチャネルをいう。）の数であり、一、二又は四とする。

注3　nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル（中心周波数が847MHz以上854MHz以下の周波数のうち847MHzに1MHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が1MHzのチャネルをいう。）の数であり、一、二、四又は八とする。

注4　［略］
注5　［略］
注6　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

| | | |
|---|---|---|
| 十一の二　［同左］ | | |
| 十二　［同左］ | （100×n）kHz（注4） | |
| 十三～二十一　［同左］ | ［同左］ | |

［注1　同左］

［新設］

［新設］

注2　［同左］
注3　［同左］
注4　［同左］

**○総務省告示第二百八十二号**

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第五号の二ト の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| ［一　略］ | ［一　同上］ |
| 二　送信時間制限装置は、次のとおりであること。 | 二　［同上］ |
| ［1～4　略］ | ［1～4　同上］ |
| 5　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線設備の送信時間制限装置は、電波を発射してから一〇〇ミリ秒以内にその発射を停止するものであること。 | ［新設］ |
| 三　キャリアセンスは、次のとおりであること。 | 三　［同上］ |
| ［1～6　略］ | ［1～6　同上］ |
| 7　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線設備にあっては、次のとおりであること。 | ［新設］ |
| (1)　キャリアセンスによる干渉確認を実行してから送信を行うこと。 | |
| (2)　キャリアセンスの受信時間は、二一二マイクロ秒以上であること。 | |
| (3)　受信入力電力の値が給電線入力点において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める値を超える場合は、電波の発射を行わないものであること。 | |
| ア　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が一の場合　（一）七五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。イからエまでにおいて同じ。） | |
| イ　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が二の場合　（一）七二デシベル | |